

関係団体各位

浜松市都市整備部都市計画課

## 浜松市立地適正化計画の誘導区域の変更について（事前周知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本市都市計画行政について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成 31 年 4 月より「浜松市立地適正化計画」の届出制度の運用をしているところですが、下記のとおり誘導区域を変更することから、制度の円滑な運用に向け、事前にお知らせいたします。

### 記

#### 1 変更箇所

- 遠州鉄道小林駅周辺の区域区分及び用途地域の変更に伴い、同地区の都市機能誘導区域及び居住誘導区域の見直しをするもの。（変更エリアの詳細は別紙参照）

#### 2 変更時期

- 令和 3 年 3 月を予定しています。変更日が確定次第、市ホームページにてお知らせします。

[市 HP](#)：ホーム>市政情報>都市整備>都市計画>計画>浜松市立地適正化計画について

#### 3 届出が必要となる行為

- 下表の行為について市への届出が必要としています。（都市再生特別措置法第 88 条、第 108 条、第 108 条の 2）
  - 今回、誘導区域に追加する区域については、開発行為や建築等行為をする場合、届出が不要となります。（下表内の①③）
  - 今回、都市機能誘導区域に追加する区域については、当該区域内において、誘導施設の休止又は廃止する場合、届出が必要となります。（下表内の②）

表 届出が必要となる行為

都市機能誘導区域外	①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為又は建築等行為※
都市機能誘導区域	②誘導施設の休止又は廃止
居住誘導区域外	③3 戸以上又は 1,000 ㎡以上の住宅の建築を目的とする開発行為又は 3 戸以上の住宅の建築等行為

※建築等行為：建築物の新築、改築、又は用途変更する行為

お問い合わせ先：  
浜松市 都市整備部 都市計画課  
都市戦略グループ  
(TEL:053-457-2644)

